

# 第137回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

1. 当行の新株予約権等に関する事項
2. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
3. 業務の適正を確保するための体制
4. 特定完全子会社に関する事項
5. 親会社等との間の取引に関する事項
6. 会計参与に関する事項

## 計算書類等

1. 計算書類の「株主資本等変動計算書」「計算書類の注記」
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の注記」

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

株式会社 中国銀行

◆事業報告

1. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役であるものを除く。)	(1) 名称 平成21年新株予約権 (2) 新株予約権の数 138個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,800株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成21年8月1日から平成51年7月31日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	(1) 名称 平成22年新株予約権 (2) 新株予約権の数 172個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,200株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成22年8月3日から平成52年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	(1) 名称 平成23年新株予約権 (2) 新株予約権の数 278個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,800株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成23年8月2日から平成53年8月1日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社 外取締役であるもの を除く。)	(1) 名称 平成24年新株予約権 (2) 新株予約権の数 272個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,200株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成24年8月4日から平成54年8月3日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	(1) 名称 平成25年新株予約権 (2) 新株予約権の数 233個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,300株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成25年8月3日から平成55年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
	(1) 名称 平成26年新株予約権 (2) 新株予約権の数 240個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 24,000株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成26年8月5日から平成56年8月4日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役であるものを除く。)	(1) 名称 平成27年新株予約権 (2) 新株予約権の数 182個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,200株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成27年7月31日から平成57年7月30日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
	(1) 名称 平成28年新株予約権 (2) 新株予約権の数 299個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 29,900株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成28年8月3日から平成58年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
	(1) 名称 平成29年新株予約権 (2) 新株予約権の数 298個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 29,800株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成29年8月3日から平成59年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	9名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員)	<p>(1) 名称 平成23年新株予約権</p> <p>(2) 新株予約権の数 46個</p> <p>(3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,600株</p> <p>(4) 権利行使価格（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間 平成23年8月2日から平成53年8月1日まで</p> <p>(6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	1名
	<p>(1) 名称 平成24年新株予約権</p> <p>(2) 新株予約権の数 45個</p> <p>(3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,500株</p> <p>(4) 権利行使価格（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間 平成24年8月4日から平成54年8月3日まで</p> <p>(6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	1名
	<p>(1) 名称 平成25年新株予約権</p> <p>(2) 新株予約権の数 28個</p> <p>(3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,800株</p> <p>(4) 権利行使価格（1株あたり） 1円</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間 平成25年8月3日から平成55年8月2日まで</p> <p>(6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員)	(1) 名称 平成26年新株予約権 (2) 新株予約権の数 29個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,900株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成26年8月5日から平成56年8月4日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 平成27年新株予約権 (2) 新株予約権の数 21個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,100株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成27年7月31日から平成57年7月30日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 平成28年新株予約権 (2) 新株予約権の数 35個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,500株 (4) 権利行使価格(1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 平成28年8月3日から平成58年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名

(注) 取締役(監査等委員)が有している新株予約権は、取締役(監査等委員)就任前に付与されたものであります。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。

## 2. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制

当行は、取締役会決議により、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備にかかる基本方針を定めております。事業年度末日現在における当該基本方針の内容および運用状況の概要については、下記のとおりであります。これらの体制は有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化および実効性のさらなる強化を図っていく方針であります。

#### 【業務の適正を確保するための体制の整備状況の概要】

##### 〔1〕取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、当行の企業倫理を定めた「企業行動規範」および業務遂行にあたって考慮しなければならない「行動指針」に則って職務を執行し、取締役に関する基本事項を定めた「取締役規程」を遵守する。

取締役会については原則1か月に1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する。その運営にあたっては「取締役会規程」に則り、適正を確保し、法令・定款違反を未然防止する。

また、当行は監査等委員会設置会社であり、各監査等委員が、監査等委員会の定める方針や分担に従って取締役の職務執行の状況を監査し、必要に応じ意見の表明や取締役の行為の差止めなど適切な措置を講じる。

(2) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するため以下の体制を整備する。

(ア) 反社会的勢力による不当要求には組織として対応し、対応する取締役および使用人の安全を確保する。

(イ) 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。

(ウ) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、資金提供は絶対に行わない。

(エ) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(オ) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行わない。

##### 〔2〕取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当行は、取締役の職務執行に係る情報について、「取締役会規程」に基づき、関連資料とともに取締役会議事録を10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その他の重要書類についても「情報資産管理基準」および社内規程に則り、保存媒体毎に適切に管理する。

また、上記媒体については、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

##### 〔3〕損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当行は、当行の業務執行に係る主要なリスクとして以下の(ア)から(オ)のリスクを認識し、個々のリスクの把握と管理、および統合的なリスク管理の体制を整備する。

なお、各リスクの詳細な定義については、「リスク管理基本規程」に定める。

(ア) 信用リスク

(イ) 市場リスク

(ウ) 流動性リスク

(エ) オペレーショナル・リスク

(オ) その他経営に重大な影響を及ぼすリスク

(2) リスクに見合った十分な自己資本の充実を通じ、当行の業務の健全性および適切性を確保するため、自己資本管理体制および資産査定管理体制を整備する。

(3) 各種リスクの管理は「リスク管理基本規程」に定めるリスク管理の基本方針、その他リスク管理に関する諸規程等に則り行う。また、当行の統合的リスク管理部署をリスク統括部とし、各種リスク毎の主管部署を定めるとともに、リスク管理委員会等の委員会を設置し、適正なリスク管理を行う。

(4) 業務計画、中期経営計画等の戦略目標策定時には、リスク管理計画を定める。また、各種リスクの管理状況については、定期的に取締役会へ報告する。

(5) 不測の事態が発生した場合には、緊急対策本部の設置など体制を整備するとともに、「危機管理マニュアル」に則り損害拡大を防止すべく適切に対応する。

##### 〔4〕取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当行の経営に影響を及ぼす事項は、取締役会で決議すべき重要事項として事前に会長、副会長、頭取、副頭取、専務取締役、常務取締役によって構成され、監査等委員が出席する常務会において議論を行い、審議する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」、各種諸規程等に定められた決裁権限、手続きに則り行う。

**〔5〕 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 当行は、コンプライアンス体制を確保することを目的として「企業行動規範」および「行動指針」ならびに「法令等遵守規程」「コンプライアンスマニュアル」を定める。  
また、就業規則その他諸規程、事務取扱要領等についても、法令および定款に適合する内容とする。
- (2) コンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備と法令遵守状況の把握等を行う。コンプライアンスに関する統括部署をコンプライアンス部とし、コンプライアンスに関する諸施策の検討等を行う。
- (3) 当行のコンプライアンスの基本方針および実施計画として、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定・見直し、コンプライアンスチェックの定期的な実施、コンプライアンス研修の実施などコンプライアンス態勢の整備に向けた諸施策を計画的に実行する。
- (4) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を置き、使用人の職務が法令および定款等に適合することの監査を行う。
- (5) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発見された場合には、就業規則に基づき社内通報システムである「経営ヘルプライン」等により適切に対応する。

**〔6〕 次に掲げる体制その他の当行ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・子会社の取締役、その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する事項
  - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 中国銀行グループ各社における業務の適切性の確保および実効性ある経営管理を行うため、「中国銀行グループ運営規程」を定める。中国銀行グループ各社では、当行の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保する。
  - (2) 当行では、中国銀行グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当行への決裁・報告を受ける体制を基礎としたグループ各社の経営管理を行う。当行での決裁・報告事項のうち、重要な事項については、当行監査等委員会へ報告する。また、当行は、グループ会社と監査契約を締結し、内部監査を実施する。
  - (3) 中国銀行グループ各社では「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクの把握と管理、統合的なリスク管理の体制を整備するとともに、「中国銀行グループ運営規程」に則り所定事項について協議・報告を行う。また、不測の事態が発生した場合には「危機管理マニュアル」に則り、損害拡大を防止すべく適切な対応を行う。
  - (4) 中国銀行グループ各社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」ほか各種規程を整備し、定められた決裁権限、手続きに則り行う。
  - (5) 中国銀行グループ各社ではコンプライアンス体制を確保するため、「企業行動規範」「行動指針」ならびに「コンプライアンスマニュアル」を定める。また、就業規則その他諸規程等についても法令および定款に適合する内容とする。
  - (6) 中国銀行グループでは、グループ各社の社内不正事件を直接グループトップに通報できる中国銀行グループの「経営ヘルプライン」に関する規程を定め、その適切な運用を維持する。
  - (7) グループ各社は、当行からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合、当行監査等委員会に報告する。
  - (8) 中国銀行グループは、会計に関する法令や基準等を遵守し、グループの財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

**〔7〕 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 当行は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を秘書室に置く。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、取締役の業務執行にかかる業務を兼務せず、監査等委員会監査に関する調査・企画・管理・指導を行うことを規定する。  
また、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事考課、人事異動については、事前に監査等委員会と協議し、同意を得た上で決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

#### 〔8〕次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制
  - ・子会社の取締役、監査役、その他これらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制
  - ・当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役および使用人は、「監査等委員会報告基準」に基づき、当行の経営に影響を及ぼす重要な事項その他必要な事項について、適時に監査等委員会に報告する。  
前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役、その他これらの者から報告を受けた者は、「中国銀行グループ運営規程」ならびに「関連会社協議・報告運用基準」に基づき、当行の経営に影響をおよぼす重要な事項その他必要な事項について、適時に監査等委員会へ報告する。
- (3) 当行および子会社は、役職員が当該報告をしたことを理由として、報告者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

#### 〔9〕監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は「監査等委員会監査等基準」により、監査等委員会が職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当行に償還を請求することができる。

#### 〔10〕その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行は、「監査等委員会規程」ならびに「監査等委員会監査等基準」により、経営に重要な影響を及ぼす意思決定を行う会議への監査等委員の出席、重要書類の監査等委員会への回覧、内部監査部門・会計監査人・監査法人との連携等を通じ、監査等委員会の監査の実効性確保に努める。

また、代表取締役は監査等委員会との定期的な意見交換を行い、当行が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備等について相互認識を深める。

#### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当行では、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

業務の適正を確保するための当事業年度の主な運用状況は次のとおりであります。

##### 〔1〕取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の監督を行っております。なお、当該期間におきましては、取締役会を13回開催しております。
- ・弁護士1名、公認会計士2名を含む6名の社外取締役（監査等委員を含む。）により、取締役に対する監督・監査機能の実効性を強化しております。

##### 〔2〕損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行の業務執行に係る主要なリスクを適切に管理するため、ALM委員会、リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会、与信管理委員会等を設置しております。各委員会の役割と開催状況は次のとおりであります。

- ・ALM委員会  
金利為替予測、内外資金に関する安定的収益確保策、収益の月次実績の分析ならびに今後の方針・施策を主に審議しており、14回開催しております。
- ・リスク管理委員会  
信用リスク・市場リスク・流動性リスク等のリスク管理全般に関する事項を主に審議しており、8回開催しております。
- ・オペレーショナル・リスク管理委員会  
オペレーショナル・リスク、危機管理計画、その他重要なリスクに関する事項を主に審議しており、5回開催しております。
- ・与信管理委員会  
大口与信先に関する案件の協議、融資スキームに関するリスクの所在の検証を主に審議しており、17回開催しております。

**〔3〕取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ・平成28年6月24日の監査等委員会設置会社への移行の際に、重要な業務執行の決定権限の一部を取締役会から常務会に委任することにより、取締役会付議事項を経営戦略など重要性の高い議案に絞り込み、取締役会の議論の充実を図っております。

**〔4〕使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ・コンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、当該期間におきましては23回開催しております。
- ・外部の顧問弁護士5名のみならず、社内弁護士を3名配置し、法律問題について随時相談できる体制としております。
- ・コンプライアンスを全行員に周知徹底するため、本部においてテーマを定め、全部署ごとに毎月コンプライアンス勉強会を実施しております。

**〔5〕当行ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・グループ会社では、当行の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正性を確保しております。
- ・当行は、グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当行からの決裁・指示を受ける体制を徹底することにより、グループ各社の経営管理を行っております。当該協議・報告のうち重要な事項については、当行監査等委員会へ報告しております。

**〔6〕その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査等委員会は、社外監査等委員4名を含む6名で構成されています。当該期間において監査等委員会は13回開催し、監査に対する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。
- ・監査等委員会は、監査部と随時実施している情報交換会、概ね月1回開催される内部監査報告会への出席、原則月1回開催される監査結果の意見交換会、年2回開催される「三様監査報告会」（監査等委員、監査部、外部監査人が出席）により、相互の連携を図っております。

**4. 特定完全子会社に関する事項**

該当ありません。

**5. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当ありません。

**6. 会計参与に関する事項**

該当ありません。

◆計算書類等 1. 計算書類の株主資本等変動計算書

第137期 [ 平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで ] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計	
					特別償却 準備金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,149	6,286	6,286	15,149	3	523	361,600	29,464	406,741	△12,116	416,061
当期変動額											
特別償却準備金の 取崩					△1			1	—		—
固定資産圧縮積立 金の積立						6		△6	—		—
剰余金の配当								△3,832	△3,832		△3,832
別途積立金の積立							12,000	△12,000	—		—
当期純利益								19,409	19,409		19,409
自己株式の取得										△2,601	△2,601
自己株式の処分								△34	△34	172	138
自己株式の消却								△7,143	△7,143	7,143	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	△1	6	12,000	△3,606	8,398	4,715	13,114
当期末残高	15,149	6,286	6,286	15,149	1	530	373,600	25,858	415,140	△7,400	429,175

	評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	92,507	△6,086	86,421	361	502,843
当期変動額					
特別償却準備金の 取崩					—
固定資産圧縮積立 金の積立					—
剰余金の配当					△3,832
別途積立金の積立					—
当期純利益					19,409
自己株式の取得					△2,601
自己株式の処分					138
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	6,468	1,087	7,555	△91	7,464
当期変動額合計	6,468	1,087	7,555	△91	20,578
当期末残高	98,976	△4,998	93,977	269	523,422

## 計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：4年～40年

その他：2年～20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上することとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	企業年金制度にかかるものについて、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 9,714 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,881百万円、延滞債権額は50,956百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,509百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,819百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,168百万円であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,940百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	1,076,542	百万円
その他資産	80	百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	747,270	百万円
借入金	179,097	百万円
預金	15,686	百万円
売現先勘定	71,568	百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券82,651百万円及び商品有価証券115百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金30,666百万円及び保証金563百万円を含んでおります。

8. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,532,196百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,416,598百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額            75,682    百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額                5,082    百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は88,811百万円であります。

12. 関係会社に対する金銭債権総額            6,095    百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額            15,180   百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	451	百万円
役員取引等に係る収益総額	1,767	百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益額	138	百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	2	百万円
役員取引等に係る費用総額	47	百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用額	2,091	百万円

2. 当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(イ) 岡山県内

用途	営業用店舗等	1カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	128	百万円

(ロ) 岡山県外

用途	営業用店舗等	1カ所
	遊休資産	2カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	19	百万円

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（148百万円）として特別損失に計上しております。

営業用店舗等については、継続的な収支の把握を行っている「グループ店」単位または支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、コンピューターセンター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて、それぞれ算出しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,518	1,805	5,121	5,202	注
合計	8,518	1,805	5,121	5,202	

(注) 増加株式数1,805千株のうち、平成29年5月12日開催取締役会決議、平成29年11月10日開催取締役会決議及び平成30年2月2日開催取締役会決議による買受けによるものが、それぞれ381千株、682千株及び740千株あり、残りの0千株は単元未満株式の買取りによるものです。

また、減少株式数5,121千株のうち、5,000千株は平成29年6月30日に実施した消却によるもので、残りの121千株は新株予約権の行使によるものです。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成30年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△14

2. 満期保有目的の債券 (平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	18,370	18,859	488
	小計	18,370	18,859	488
合計		18,370	18,859	488

3. 子会社・子法人等株式 (出資金) 及び関連法人等株式 (出資金) (平成30年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 (出資金)	9,691
関連法人等株式 (出資金)	23
合計	9,714

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておりません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	146,369	70,649	75,719
	債券	1,683,351	1,646,806	36,545
	国債	813,005	788,862	24,143
	地方債	570,289	561,743	8,546
	社債	300,056	296,200	3,855
	その他	306,383	268,576	37,806
	外国債券	188,207	186,193	2,014
	その他	118,175	82,383	35,792
	小計	2,136,104	1,986,032	150,071
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	21,854	24,522	△2,668
	債券	191,853	192,345	△491
	国債	22,269	22,288	△19
	地方債	107,886	108,270	△384
	社債	61,697	61,785	△88
	その他	232,785	238,145	△5,359
	外国債券	170,922	173,367	△2,445
	その他	61,863	64,777	△2,914
	小計	446,492	455,012	△8,519
合計	2,582,597	2,441,045	141,551	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	5,114
その他	11,350
合計	16,464

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度における減損処理額はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	117,965	4,836	2,448
債券	264,316	1,728	731
国債	193,134	1,335	710
地方債	52,347	215	21
社債	18,834	177	—
その他	431,305	4,151	5,580
外国債券	375,331	961	5,490
その他	55,974	3,189	90
合計	813,587	10,716	8,759

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、当該減損処理は期末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の価格動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	25,000	—

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	8,975百万円
退職給付引当金	7,188百万円
減価償却費	5,523百万円
その他有価証券評価損	2,598百万円
繰延ヘッジ損	2,295百万円
有価証券評価減	1,423百万円
固定資産減損損失	1,061百万円
賞与引当金	444百万円
ソフトウェア	372百万円
その他	1,296百万円
繰延税金資産小計	31,179百万円
評価性引当額	△2,621百万円
繰延税金資産合計	28,557百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	△45,169百万円
固定資産圧縮積立額	△232百万円
繰延ヘッジ益	△101百万円
有価証券みなし譲渡損	△25百万円
特別償却準備金	△0百万円
繰延税金負債合計	△45,529百万円
繰延税金負債の純額	△16,972百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

営業経費 46 百万円

2. 当事業年度に付与したストック・オプションの内容

	平成29年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 29,800株
付与日	平成29年8月2日
権利確定条件	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。
権利行使期間（注2）	平成29年8月3日から平成59年8月2日まで
権利行使価格（注3）	1円
付与日における公正な評価単価（注3）	1,508円

（注1） 株式数に換算して記載しております。

（注2） 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

（注3） 1株あたりに換算して記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中銀保証㈱	岡山県岡山市	50	所有 直接50% 間接50%	債務被保証	当行住宅ローン等に対する債務被保証(注)	—	—	786,115

(注) 住宅ローン等に対する債務被保証については、信用保証契約書に基づき行っております。保証料は、各種ローン債務者が保証会社に直接支払っております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)流尾	岡山県浅口市	3	帽子製造	なし	なし	資金の貸付(注)	平均残高 42	貸出金	42

(注) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して、条件を決定しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,752円43銭
1株当たりの当期純利益金額	101円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	101円39銭

## 2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

[ 平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで ] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,149	8,153	422,805	△12,116	433,992
当期変動額					
剰余金の配当			△3,832		△3,832
親会社株主に帰属する当期純利益			21,258		21,258
自己株式の取得				△2,601	△2,601
自己株式の処分			△34	172	138
自己株式の消却			△7,143	7,143	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	10,247	4,715	14,963
当期末残高	15,149	8,153	433,053	△7,400	448,955

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	93,420	△6,086	△6,713	80,621	361	514,975
当期変動額						
剰余金の配当						△3,832
親会社株主に帰属する当期純利益						21,258
自己株式の取得						△2,601
自己株式の処分						138
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,403	1,087	1,196	8,687	△91	8,596
当期変動額合計	6,403	1,087	1,196	8,687	△91	23,559
当期末残高	99,824	△4,998	△5,516	89,309	269	538,534

## 連結計算書類の注記

### 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社  
中銀保証株式会社、中銀リース株式会社、中銀カード株式会社、中銀アセットマネジメント株式会社、株式会社C B S、中銀事務センター株式会社、中銀証券株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等  
中銀投資事業組合4号、ちゅうぎんアグリサポートファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎんイノベーションファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎん農業ファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎん晴れの国インフラファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎんブリッジファンド投資事業有限責任組合  
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
中銀投資事業組合4号、ちゅうぎんアグリサポートファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎんイノベーションファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎん農業ファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎん晴れの国インフラファンド投資事業有限責任組合、ちゅうぎんブリッジファンド投資事業有限責任組合
- ④ 持分法非適用の関連法人等  
おかやまキャピタルマネジメント株式会社  
持分法非適用の非連結の子会社及び関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- ⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称  
株式会社ベジタコーポレーション、Marine Link株式会社  
（関連法人等としなかった理由）  
投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しており、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 1. 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：4年～40年

その他：2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として法人税法に基づく定率法により償却しております。

#### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上することとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金に係る内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った当行の睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	企業年金制度にかかるものについて、発生した連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）

879百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,121百万円、延滞債権額は52,128百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,509百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,819百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,579百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,940百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,076,542百万円
その他資産	80百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	747,270百万円
借入金	179,097百万円
預金	15,686百万円
売現先勘定	71,568百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券82,651百万円及び商品有価証券115百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金4,117百万円、先物取引差入証拠金823百万円、保証金842百万円、中央清算機関差入証拠金30,666百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,539,219百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,423,595百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 77,897 百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 5,082百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は88,811百万円であります。

#### (連結損益計算書関係)

1. 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

##### (イ) 岡山県内

用途	営業用店舗等	1カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	128 百万円	

##### (ロ) 岡山県外

用途	営業用店舗等	1カ所
	遊休資産	2カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	19 百万円	

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（148百万円）として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、継続的な収支の把握を行っているグループ店単位または支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、コンピューターセンター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を1つの資産グループとしております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて、それぞれ算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	200,272	—	5,000	195,272	注1
合計	200,272	—	5,000	195,272	
自己株式					
普通株式	8,518	1,805	5,121	5,202	注2
合計	8,518	1,805	5,121	5,202	

注1. 減少株式数5,000千株は、平成29年6月30日に実施した消却によるものです。

注2. 増加株式数1,805千株のうち、平成29年5月12日開催取締役会決議、平成29年11月10日開催取締役会決議及び平成30年2月2日開催取締役会決議による買受けによるものが、それぞれ381千株、682千株及び740千株あり、残りの0千株は単元未満株式の買取りによるものです。

また、減少株式数5,121千株のうち、5,000千株は平成29年6月30日に実施した消却によるもので、残りの121千株は新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末 残高(百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権			—			269	
合計				—			269	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,917	10.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	1,914	10.00	平成29年9月30日	平成29年12月8日
合計	—	3,832	—	—	—

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,900	利益剰余金	10.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（当行及び連結される子会社及び子法人等）は銀行業務を中心に金融サービスにかかる事業を行っております。グループ企業の中核をなす銀行業務として、主に預金業務により資金調達を行い、貸出金業務や有価証券投資業務等により資金運用を行っております。

また、当行が保有している資産・負債の将来の金利や為替、債券、株式価格などの変動に伴うリスクをヘッジし収益を安定させること及びお客さまのニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供することを主目的にデリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、主として国内の法人、地方公共団体及び地方公社、個人に対する貸出金です。貸出金は、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越に区分され、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し損失を被る「信用リスク」や金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」にさらされています。

有価証券、商品有価証券及び買入金銭債権は、主に株式、債券及び外国債券、信託受益権です。これらは、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、発行体の「信用リスク」、「金利リスク」、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」及び為替相場が当初の予定と相違することによって損失が発生する「為替リスク」にさらされています。また、市場の混乱等により市場において取引ができないことや、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」にさらされています。（※「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」を総称して「市場リスク」といいます。）

預金及び譲渡性預金は、主として国内の法人、地方公共団体及び地方公社、個人に対する円建及び外貨建であり、預金は当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、特別勘定預金に区分されます。調達である預金は、運用である貸出金・有価証券との期間のミスマッチや予期せぬ預金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」や「金利リスク」にさらされています。

当行が利用しているデリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ取引、金利キャップ取引）、通貨関連取引（通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引、ノンデリバラブル・フォワード取引）、債券関連取引（債券先物取引、債券オプション取引）、株式関連取引（株式先物取引、株式オプション取引）、クレジットデリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ取引）などです。当行におけるデリバティブ取引は、当行が保有している資産・負債の将来の金利や為替、債券、株式価格などの変動に伴うリスクをヘッジし収益を安定させること及びお客さまのニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供することを主目的としている一方、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング目的）での利用については、一定のポジション枠、損失限度額を定めた上で限定的に取扱っております。

上記のうち、ヘッジ目的のデリバティブ取引は、行内規程等に定めるヘッジ方針（金利リスク等の軽減）に基づき実施しており、貸出金、有価証券を対象とした金利スワップ取引及び外貨建有価証券や預金を対象とした通貨スワップ取引等があります。なお、ヘッジの有効性の評価方法として、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定するほか、一部については個別に対応させて評価しております。また、為替変動リスクのヘッジについては、通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

#### (3) 金融商品にかかるリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、経営体力の範囲内で、リスクに見合ったリターンを確保できる取引をおこない、健全な資産構造を構築するため、各業務部門にわたる多様な取引に内在する信用リスクについて、それぞれの特性に適合したリスク評価方法および管理方法を定め、適切に管理することを基本方針とし、「信用リスク管理基準」および各種規程に則り、適切に管理しております。

信用リスク管理体制は、審査・管理部門が営業推進部門（営業店および営業部門）における個別案件の信用リスクを管理し、審査・管理部門および営業推進部門から組織・業務が独立した「リスク統括部」が信用リスク管理統括部署として信用リスク全体を統括管理しております。また、信用リスク管理の内部監査を担う与信監査担当を監査部門に設置し、信用リスク管理に関する監査体制を構築しております。

信用リスク管理方法として、具体的には、「債務者格付」「自己査定」等を通して与信先の企業実態を多面的に把握することにより、個別案件の審査、与信実行後の管理、償却・引当を適切に実施しております。また、ポートフォリオ管理の観点から、「与信残高の構成」や「信用リスク量」、「『信用コスト』を控除した収益」等をモニタリングすることにより、信用リスクのコントロールと安定的な収益の増強を目指しております。

なお、信用リスク量については、信用リスク管理計画で定めた限度額の範囲内であることを検証するとともに、自己資本の充実度を評価するためのストレス・テストを実施し、結果を定期的に取り締役会等へ報告しております。

与信集中リスクについては、「債務者別」「業種別」「国別」に与信状況の把握ならびに管理をおこなっており、その状況を定期的に取り締役会等へ報告しております。

また、大口与信先の管理については、「与信管理委員会」において、大口与信先の企業実態を多面的に調査・分析し対応策等を検討のうえ、常務会で審議を行うとともに、結果を定期的に取り締役会へ報告するなど、適切に管理する体制としております。

## ② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、市場リスクの状況を現在価値変動と資金利益変動の両面から把握・分析するとともに、ストレス・テストをおこなうなど多面的に評価することを市場リスク管理の基本方針としております。市場リスク管理の枠組み・制度については「市場リスク管理基準」に、また具体的管理方法については各種規程に定め、適切に管理しております。

市場リスク管理体制は、市場運用部門（フロント・オフィス）と事務管理部門（バック・オフィス）を分離し、さらにリスク管理部門（ミドル・オフィス）を設置して相互に牽制する体制としております。

市場リスク管理方法として、市場業務における有価証券等の売買により売買益を狙うトレーディング業務については、取引限度や損失限度額を設け、一定額以上の損失が生じないように管理しております。バンキング業務（投資有価証券業務）については、中長期的に安定収益を確保するため、ALM分析やVaR（バリュー・アット・リスク）による分析などにより、リスクとリターンのバランスに配慮したリスク管理運営をおこなっております。なお、市場業務については、市場リスクを中心として、信用リスクおよび流動性リスクを含めて機動的に管理できる体制を整備しております。

預貸金業務を含めた銀行全体の市場リスクの管理については、金利リスク量の計測をはじめとして多面的にリスクの状況分析をおこない、リスク管理委員会およびALM委員会において、資産・負債の総合的な管理という観点から議論のうえ、運用・調達方針の検討をおこなっております。

### 【市場リスクに係る定量的情報】

（リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品）

当行では、市場リスク量をVaRにより計測し、限度額の管理ならびにストレス・テストなどを行い、リスクを多面的に把握・分析、評価し、管理しております。

前提条件として、価格や金利の変動が正規分布に従うと仮定する分散共分散法を採用し、観測期間を5年間、信頼区間を99.9%、保有期間をバンキング業務は125営業日、トレーディング業務は10営業日としております。金融商品のうち、株式（非上場株式を除く）・投資信託・その他資産については価格変動リスク、債券・預金・貸出金等については金利リスクとして計測し、価格変動リスクと金利リスクとの相関（注）を考慮しております。

（注）一般的に平常時においては、株価が上昇した時は金利も上昇し（債券価格は下落）、また逆に、株価が下落した時は金利も低下（債券価格は上昇）するなど、株価と金利は順相関の関係（株価と債券価格は逆相関）にあります。当行の市場リスク量は、この相関関係を考慮しておりますので、価格変動リスクと金利リスクを単純合算した値よりも小さくなります。なお、市場環境の急激な変化などのストレス時には、上記の相関関係通りの動きとならない可能性がありますので、別途ストレス・テストや資本配賦運営等により補完する体制としております。

平成30年3月31日（当期決算日）の市場リスク量は、次のとおりです。

（単位：百万円）

市場リスク量	144,952
バンキング業務	144,801
（価格変動リスク）	（112,228）
（金利リスク）	（53,478）
（相関考慮）	（△20,905）
トレーディング業務	151

なお、当行では、市場リスク計測の有効性を確認するため、VaRと損益を比較するバック・テストングを定期的におこなっております。なお、比較する損益は、VaR計測時のポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益を使用しております。バック・テストングの結果、市場リスク計測モデル・計測手法等には問題がないと判断しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をもとに一定の前提条件を置き統計的に算出した値であるため、前提条件を超えたリスクは捕捉できない場合があります。このため、別途ストレス・テスト等により補完する体制としております。

（リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品）

当行では、非上場株式については、市場リスク計測の対象外としております（信用リスクで計測）。

### ③ 流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（以下、「資金繰りリスク」）、ならびに市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（以下、「市場流動性リスク」）をいいます。

当行では、資金繰り運営の重要性を認識し、安定した資金繰り運営をおこなうことを資金繰りリスク管理の基本方針としております。また、商品ごとの市場規模、流動性等その市場特性等を勘案し、市場流動性に十分配慮することを市場流動性リスク管理の基本方針としております。資金繰りリスク管理、市場流動性リスク管理の枠組み・制度については「流動性リスク管理基準」に、また具体的な管理方法については各種規程に定め、適切に管理しております。

流動性リスク管理体制は、資金繰りリスクについては、実際に資金繰りをおこなう「資金繰り管理部署」とその資金繰り状況を監視する「資金繰りリスク管理部署」を分けて設置しており、厳重な資金繰り管理をおこなっております。

流動性リスク管理方法として、資金繰り管理部署は、市場業務を中心に各業務にかかる日々の資金繰り状況に留意し、資金繰りリスクの抑制に努めております。資金繰りリスク管理部署は、流動性の高い資産の保有方針や市場調達枠の設定など資金繰りリスク管理方針を定め、資金繰り管理部署の資金繰りの状況に問題がないか監視しております。

なお、当行では、預金による調達が大半を占めており、資金繰りは安定しておりますが、不測の事態に備えて、保有有価証券を活用した市場調達など、調達手段の多様化も図っております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	777,680	777,680	—
(2) 商品有価証券	1,827	1,827	—
(3) 金銭の信託	29,000	29,000	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	18,370	18,859	488
その他有価証券	2,582,277	2,582,277	—
(5) 貸出金	4,672,001		
貸倒引当金（※1）	33,622		
	4,638,379	4,667,111	28,731
資産計	8,047,535	8,076,755	29,220
(1) 預金	6,414,356	6,415,201	844
(2) 譲渡性預金	216,725	216,736	10
(3) 債券貸借取引受入担保金	747,270	747,270	—
負債計	7,378,352	7,379,208	855
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,424	4,424	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,192)	(7,192)	—
デリバティブ取引計	(2,767)	(2,767)	—

（※） 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を計上しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期のないものまたは預入期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、売買参考統計値または売買参考統計値を参考とした比準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は売買参考統計値または売買参考統計値を参考とした比準価格、取引所の価格、取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、将来キャッシュ・フローの合計額をリスクフリーレートに内部格付に基づく区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、「手形貸付」「商業手形」「当座貸越」については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

「証書貸付」については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、現在価値を算定しております。使用する割引率は、事業者向け・地方公共団体向け・地方公社向け貸出については、リスクフリーレートに、内部格付ごとの信用リスク要因を上乗せした利率を用いております。個人向け貸出金については、連結決算日時点の新規貸出利率を用いております。なお、将来キャッシュ・フローの見積もりにあたり、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、次の金利変更日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

預金のうち、「当座預金」「普通預金」等の要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

「定期預金」等及び「譲渡性預金」については、将来キャッシュ・フローを商品ごとにグルーピングし、連結決算日時点の新規預入利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ取引、金利キャップ取引）、通貨関連取引（通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引、ノンデリバラブル・フォワード取引）、債券関連取引（債券先物取引、債券オプション取引）、株式関連取引（株式先物取引、株式オプション取引）、クレジットデリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ取引）などであり、取引所の価格、割引現在価値、オプション価格計算モデルや取引金融機関から提示された価格等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1) (※2)	5,595
② 投資事業組合出資金 (※3)	12,205
③ 外貨外国株式 (※1)	0
④ ワラント (※1)	0
合 計	17,800

(※1) ①、③及び④については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理額はありませぬ。

(※3) 投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりませぬ。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金 (※1)	740,911	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	4,992	1,979	—	10,503	894	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	279,164	532,592	413,802	174,852	254,113	624,275
貸出金 (※2)	1,339,043	919,199	664,519	422,034	416,192	824,857
合計	2,364,113	1,453,772	1,078,322	607,389	671,201	1,449,132

(※1) 預け金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示してあります。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない56,250百万円、期間の定めのないもの29,904百万円は含めておりませぬ。

(注4) 預金、譲渡性預金及び債券貸借取引受入担保金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	6,140,142	222,501	51,590	—	121	—
譲渡性預金	215,585	1,140	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	747,270	—	—	—	—	—
合計	7,102,998	223,641	51,590	—	121	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成30年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△14

2. 満期保有目的の債券(平成30年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	18,370	18,859	488
	小計	18,370	18,859	488
合計		18,370	18,859	488

3. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	148,746	71,068	77,677
	債券	1,686,678	1,650,107	36,570
	国債	816,331	792,163	24,168
	地方債	570,289	561,743	8,546
	社債	300,056	296,200	3,855
	その他	306,634	268,729	37,904
	外国債券	188,207	186,193	2,014
	その他	118,426	82,536	35,890
	小計	2,142,059	1,989,905	152,153
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21,854	24,522	△2,668
	債券	191,853	192,345	△491
	国債	22,269	22,288	△19
	地方債	107,886	108,270	△384
	社債	61,697	61,785	△88
	その他	232,795	238,155	△5,359
	外国債券	170,922	173,367	△2,445
	その他	61,873	64,787	△2,914
	小計	446,502	455,022	△8,519
合計	2,588,562	2,444,928	143,633	

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	117,965	4,836	2,438
債券	264,316	1,728	731
国債	193,134	1,335	710
地方債	52,347	215	21
社債	18,834	177	—
その他	431,305	4,151	5,580
外国債券	375,331	961	5,490
その他	55,974	3,189	90
合計	813,587	10,716	8,750

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、当該減損処理は期末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の価格動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成30年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の 損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	25,000	—

2. その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）（平成30年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	4,000	4,000	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額および科目名  
営業経費 46 百万円

2. 当連結会計年度に付与したストック・オプションの内容

	平成29年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 29,800株
付与日	平成29年8月2日
権利確定条件	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。
権利行使期間（注2）	平成29年8月3日から平成59年8月2日まで
権利行使価格（注3）	1円
付与日における公正な評価単価（注3）	1,508円

（注1） 株式数に換算して記載しております。

（注2） 新株予約権者は、株式会社中国銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

（注3） 1株あたりに換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,831円94銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	111円19銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	111円05銭

以上